

大田原市新庁舎カフェ運営事業者選定プロポーザル 質問・回答一覧書

質問番号	質問内容	回答
1	事前にカフェの場所等を見学させていただくことは可能でしょうか。可能であればいつ頃になるでしょうか。	平成30（2018）年11月26日（月）以降に見学が可能となります。見学を希望される場合は、プロポーザル事務局までご連絡ください。
2	大田原市新庁舎カフェ運営にあたっては既に運営している就労支援系の事業所の「従たる事業所」としてその運営を考えておりますが、その見込みでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	カフェで施設の利用者が作ったパン、クッキー、手工芸製品等は販売可能でしょうか。	販売可能です。ただし、食品（加工品）については、保健所の許可を受けているものを販売可能とします。
4	服装の指定はありますか。	指定はありません。清潔が保たれる服装でお願いします。